

魚沼市の都市ガス料金



魚沼市の都市ガス料金

都市ガス料金の種類

この料金単価は令和4年9月1日付けのガス一般小売供給約款のもので、消費税（地方消費税を含む。以下同じ）と石油石炭税を含んだ総額表示です。

各料金体系の基準単位料金は、原料価格変動額を基に毎月調整します。

【一般契約料金】

区分	1か月の使用量	基本料金：円/月	基準単位料金：円/m ³
料金表A	0～25m ³	550円	117.26円
料金表B	25超～250m ³	605円	115.06円
料金表C	250m ³ 超～	1,155円	112.86円

【家庭用温水暖房契約料金】

区分	基本料金：円/月	基準単位料金：円/m ³
冬期（12月～4月検針分）	1,650円	94.93円
その他期（5月～11月検針分）	一般契約料金と同じ	

【融雪契約料金】

区分	基本料金：円/月	基準単位料金：円/m ³
冬期（12月～3月検針分）	2,090円	75.57円
その他期（4月～11月検針分）	一般契約料金と同じ	

【小型空調契約料金】

区分	基本料金：円/月	基準単位料金：円/m ³
冬期（12月～3月検針分）	1,100円	112.53円
その他期（4月～11月検針分）		100.43円

【空調夏期契約料金】 ※この料金表は4月～11月検針分で、それ以外は一般契約料金と同じです。

区分	基本料金：円/月		基準単位料金：円/m ³
	定額基本料金：円/月	流量基本料金単価：円/m ³	
1種	22,000円	595.1円	83.93円
2種	5,500円	595.1円	89.43円

【業務用需給契約料金】

区分	定額基本料金：円/月	基準単位料金：円/m ³
1種	106,040円	72.93円
2種	40,040円	81.73円

都市ガス料金の説明資料

契約の選択

魚沼市の都市ガス料金には、通常の料金メニューである一般契約料金のほかに、家庭用温水暖房契約料金、融雪契約料金、小型空調契約料金のような、ご使用の形態により選択できる料金メニューが用意されています。（同時に複数の契約を結ぶことはできません。）

支払時期

料金の支払時期により「早収料金」と「遅収料金」の2種類があります。

- ※「早収料金」 納入通知書発行日の翌日から20日以内に支払われる料金及び定例の口座振替（再振替を含みます。）により支払われる料金。
- ※「遅収料金」 口座振替できなかった場合や早収料金納入期限までにお支払いが無かった場合、早収料金の3%が翌月の料金に加算されます。

支払方法

支払いの方法は、「口座振替」と納入通知書による「払込み」の2つの方法があります。

料金計算の流れ

- ・前月 18日～25日 検針
- ・当月 18日～25日 検針

※当月の検針値から前月の検針値を引いた数値が1か月の使用量となります。

※ただし、積雪や障害物等により検針ができなかった場合は、推定使用量（前月同量）により料金を決定し、翌月以降実際に検針した月に精算します。

- ・翌月 8日頃 納入通知書発行（請求発生）
 - ・翌月 18日頃 口座振替（再振替：振替できなかった場合は月末にもう一度だけ振替します）
 - ・翌月 28日頃 早収期間終了日
 - ・翌々月 28日頃 支払期限日
- （納入通知書発行・口座振替・納入期限については、休日の関係で前後する場合があります。）

魚沼市で供給している都市ガスの性状

標準熱量	43.9535 MJ/m ³ (10,500kcal/m ³)
比重	約0.65 (空気=1)
供給圧力	約2.0 kPa (約200 mmH ₂ O)
ガスの種類	「都市ガス」 13A

ガス機器の表示からの使用量算出法

時間あたりガス使用量 (m³/h) = ガス機器の表示消費熱量 (KW) ÷ 12.209

または

時間あたりガス使用量 (m³/h) = ガス機器の表示消費熱量 (kcal/h) ÷ 10,500

一般契約料金

基本的な料金システムです。

区分	1か月の使用量	基本料金：円/月	基準単位料金：円/m ³
料金表A	0～25m ³	550円	117.26円
料金表B	25超～250m ³	605円	115.06円
料金表C	250m ³ 超～	1,155円	112.86円

1か月の料金算定方法

計算例 42m³ ご使用の場合で、平均原料価格が 54,070 円/t のケース

料金表Bが適用されます。

- 原料価格変動額 = 平均原料価格 54,070 円 - 基準平均原料価格 40,560 円
= 13,510 円 ≒ 13,500 円 (100 円未満切捨て)
- 調整単位料金 = 基準単位料金 115.06 円 + 0.077 円 × 13,500 円 / 100 円 × 1.10
= 126.494 円 ≒ 126.49 円 (小数点第3位以下切捨て)
※ +11.43 円/m³が調整されます。

基本料金	605 円
+) 従量料金 (調整単位料金 × 使用量)	126.49 円 × 42m ³ = 5,312.58 円
早収料金 (円未満切捨て)	5,917 円

* 単位料金の調整について

魚沼市ガス供給条例で、「基準平均原料価格」を 40,560 円と定めてあります。

毎月、3 か月間の貿易統計の数量及び価格から、LNG 平均価格を求め「平均原料価格」を計算しております。

この「平均原料価格」と、「基準平均原料価格」の差から「原料価格変動額」を求め、毎月のガス料金を調整しています。

※ 毎月検針時の、「使用量のお知らせ」に 11.43 円の調整額を印刷しますので、
調整単位料金 126.49 円 = 基準単位料金 115.06 円 + 調整額 11.43 円
と計算してください。

魚沼市の都市ガス料金（一般契約料金）は、使用した都市ガスの量にかかわらず負担していただく基本料金と、ガス使用量に対応する従量料金を組み合わせて、A、B、Cの3つの料金表が決められています。

家庭用温水暖房契約料金

季節別の専用契約となり、温水暖房機器の燃料に都市ガスをご使用いただく場合の料金メニューです。

次の条件を全て満たした場合、申し込むことができます。

- 「専用住宅」または店舗等と居住部分が統合している「併用住宅」であること。
- 居室部分（居間及びリビング並びにダイニングキッチン等）を含む場所を温水暖房すること。
- ひとつの需要場所におけるガスメーターの合計能力が16m³/h以下であること。

区 分	基本料金：円/月	基準単位数料金：円/m ³
冬 期（12月～4月検針分）☆	1,650円	94.93円
その他期（5月～11月検針分）	一般契約料金と同じ	

- ※1 冬期1か月当たり約52m³以上ご使用になるとお得になります。
- ※2 ガスメーターが同一である場合、家庭でお使いの給湯・調理などのご使用分もこの料金が適用になります。
- ※3 12月検針分～4月検針分までのガス料金が家庭用温水暖房契約料金になります。☆適用される使用期間の目安は11月26日から翌年4月25日までです。検針にお伺いする日によって多少前後します。
- ※4 契約期間は、適用開始日より12か月目の定例検針日までとします。解約等のお申込みがない場合は、この契約の条件で1年間継続するものとし、以後も同様とします。

冬期区分における1か月の料金算定方法

計算例 150m³ご使用の場合で、平均原料価格が54,070円/tのケース

- ・ 原料価格変動額 = 平均原料価格 54,070円 - 基準平均原料価格 40,560円
= 13,510円 ≒ 13,500円（100円未満切捨て）
- ・ 調整単位数料金 = 基準単位数料金 94.93円 + 0.077円 × 13,500円 / 100円 × 1.10
= 106.364円 ≒ 106.36円（小数点第3位以下切捨て）
※ +11.43円/m³が調整されます。

基本料金	1,650円
+) 従量料金（調整単位数料金 × 使用量）	106.36円 × 150m ³ = 15,954円
早收料金（円未満切捨て）	17,604円

- ※ 毎月検針時の、「使用量のお知らせ」に11.43円の調整額を印刷しますので、
調整単位数料金 106.36円 = 基準単位数料金 94.93円 + 調整額 11.43円
と計算してください。

融雪契約料金

季節別の専用契約となり、屋根融雪等の融雪設備の燃料に、都市ガスをご使用いただく場合の料金メニューです。

この料金は、人力雪下ろしの軽減による高齢化対策、克雪住宅普及による冬期地震対策、環境保護などに貢献することを目的としたメニューです。

- 融雪設備の燃料に都市ガスをご使用いただくことにより、給湯・調理・暖房などのご使用分もこの料金が適用になります。

区 分	基本料金：円/月	基準単位料金：円/m ³
冬 期（12月～3月検針分）☆	2,090円	75.57円
その他期（4月～11月検針分）	一般契約料金と同じ	

- ※1 冬期1か月当たり約38m³以上ご使用になるとお得になります。
- ※2 都市ガスを融雪にご使用になる場合は以下の点にご注意ください。
- ・ ガス使用量が増えるため太めの配管が必要になることがあります。
 - ・ 同じ理由で大きめのガスメーターが必要になります。
- ※3 12月検針分～3月検針分までのガス料金が融雪契約料金となります。☆ 適用される使用期間の目安は11月26日から翌年3月25日までです。検針にお伺いする日によって多少前後します。
- ※4 契約期間は、適用開始日より12か月目の定例検針日までとします。解約等のお申込みがない場合は、この契約の条件で1年間継続するものとし、以後も同様とします。

冬期区分における1か月の料金算定方法

計算例 250m³使用の場合で、平均原料価格が54,070円/tのケース

- ・ 原料価格変動額 = 平均原料価格 54,070円 - 基準平均原料価格 40,560円
= 13,510円 ≒ 13,500円 (100円未満切捨て)
- ・ 調整単位料金 = 基準単位料金 75.57円 + 0.077円 × 13,500円 / 100円 × 1.10
= 87.004円 ≒ 87.00円 (小数点第3位以下切捨て)
※ +11.43円/m³が調整されます。

基本料金 2,090円
 +) 従量料金 (調整単位料金 × 使用量) 87.00円 × 250m³ = 21,750円
 早収料金 (円未満切捨て) 23,840円

- ※ 毎月検針時の、「使用量のお知らせ」に11.43円の調整額を印刷しますので、
 調整単位料金 87.00円 = 基準単位料金 75.57円 + 調整額 11.43円
 と計算してください。

小型空調契約料金

季節別の専用契約となり、空調機器の燃料に都市ガスをご使用いただくことが前提となります。専用メーターを取り付け、空調機器にご使用いただく分だけが対象となります。

- 空調機器専用メーターの設置
- GHPまたは、冷凍能力 105.5kw（30 冷凍トン）以下のガス吸収式空調器。
 - * GHP：ガスエンジンにより冷暖房を行う設備。
 - * 吸収式空調機器：ガスの燃焼により冷暖房を行う設備。

区 分	基本料金：円/月	基準単位料金：円/m ³
冬 期（12月～3月検針分）☆	1,100 円	112.53 円
その他期（4月～11月検針分）☆		100.43 円

☆ 適用される使用期間の目安は、冬期が11月26日から翌年3月25日まで、その他期は3月26日から11月25日までです。検針にお伺いする日によって多少前後します。

※ 1 契約期間は、適用開始月より12か月目の定例検針日までとします。解約等のお申込みがない場合は、この契約の条件で1年間継続するものとし、以後も同様とします。

その他期区分における1か月の料金算定方法

計算例：8月で250m³ご使用の場合で、平均原料価格が54,070円/tのケース

- ・原料価格変動額 = 平均原料価格 54,070 円 - 基準平均原料価格 40,560 円
= 13,510 円 ≒ 13,500 円（100 円未満切捨て）
- ・調整単位料金 = 基準単位料金 100.43 円 + 0.077 円 × 13,500 円 / 100 円 × 1.10
= 111.864 円 ≒ 111.86 円（小数点第3位以下切捨て）
※ +11.43 円/m³が調整されます。

基本料金	1,100 円
+) 従量料金（調整単位料金 × 使用量）	111.86 円 × 250m ³ = 27,965 円
早收料金（円未満切捨て）	29,065 円

※ 毎月検針時の、「使用量のお知らせ」に11.43円の調整額を印刷しますので、
調整単位料金 111.86 円 = 基準単位料金 100.43 円 + 調整額 11.43 円
と計算してください。

空調夏期契約料金

冷暖房設備の燃料として大量に都市ガスを使用するお客様に対する料金を軽減し、エネルギーの平準化と、天然ガスエネルギーによる環境保護の促進を図るため作成した料金メニューです。

契約の条件は下記のとおりです。

- 空調機器の燃料に都市ガスを使用し、専用メーターを設置すること。

区 分	基本料金：円/月		基準単位料金：円/m ³
	定額基本料金：円/月	流量基本料金単価：円/m ³	
1 種	22,000 円	595.10 円	83.93 円
2 種	5,500 円	595.10 円	89.43 円

- ※1 上記料金表は4月～11月検針分☆までの料金に適用します。それ以外は一般契約料金の計算によります。☆適用される使用期間の目安は3月26日から翌年11月25日までです。検針にお伺いする日によって多少前後します。
- ※2 契約期間は、適用開始日より12か月目の定例検針日までとします。解約等のお申込みがない場合は、この契約の条件で1年間継続するものとし、以後も同様とします。

適用期間中の1か月の料金算定方法

$$\begin{aligned} \text{基本料金} &= \text{定額基本料金} + (\text{流量基本料金単価} \times \text{契約使用可能量}) \\ \text{契約使用可能量} &= \text{熱源機定格入力(KW)} \div 43.9535(\text{MJ}) \times 3.6(\text{MJ}) \\ \text{早取料金(円未満切捨て)} &= \text{基本料金} + (\text{調整単位料金} \times \text{使用量}) \end{aligned}$$

計算例：2種契約で定格入力70KWの吸収式空調により1か月2,000m³使用した場合で平均原料価格が54,070円/tのケース

- ・原料価格変動額 = 平均原料価格 54,070 円 - 基準平均原料価格 40,560 円
= 13,510 円 ≒ 13,500 円 (100 円未満切捨て)
- ・契約使用可能量 = 熱源機定格入力(KW) ÷ 43.9535(MJ) × 3.6(MJ)
= 70KW ÷ 43.9535MJ × 3.6 ≒ 5m³ (小数点以下切捨て)
- ・調整単位料金 = 基準単位料金 89.43 円 + 0.077 円 × 13,500 円 / 100 円 × 1.10
= 100.864 円 ≒ 100.86 円 (小数点第3位以下切り捨て)
※ +11.43 円/m³が調整されます。

定額基本料金	5,500 円
流量基本料金単価 × 契約使用可能量	595.10 円 × 5m ³ = 2,975.50 円
+) 従量料金 (調整単位料金 × 使用量)	100.86 円 × 2,000m ³ = 201,720 円
早取料金 (円未満切捨て)	210,195 円

- ※ 毎月検針時の、「使用量のお知らせ」に11.43円の調整額を印刷しますので、
調整単位料金 100.86 円 = 基準単位料金 89.43 円 + 調整額 11.43 円
と計算してください。

業務用需給契約料金

大量にご使用いただく業務用のお客様の料金負担を軽減し、地域産業の発展に寄与するとともに、天然ガスエネルギーによる環境保護の促進を図るため作成した料金メニューです。

条 件

- 業務用に都市ガスを使用いただけること。
- 年間 14,780m³以上使用いただけること。
- 災害時などガスの供給に支障が出る場合に、一般のお客様に先立っての供給制限、停止に対応できること。
- ※ 途中解約の場合に、補償金の支払いが発生することがあります。

区 分	定額基本料金：円/月	基準単位料金：円/m ³
1 種	106,040 円	72.93 円
2 種	40,040 円	81.73 円

- ※ 1 2種は、月間使用量が 1,250m³以上 (14,992m³/年間以上) で一般契約より安くなります。
- ※ 2 1種は、月間使用量が 7,501m³以上 (90,001m³/年間以上) で2種契約より安くなります。
- ※ 3 上記境界付近で季節変動などにより使用量が増減すると、月により料金が他の契約より高くなる場合があります。年間契約となりますので、通年の使用状況を十分検討のうえご契約をお願い致します。

1か月の料金算定方法

計算例：業務用需給契約1種 15,000m³ご使用の場合で、平均原料価格が54,070円/tのケース

- ・ 原料価格変動額 = 平均原料価格 54,070 円 - 基準平均原料価格 40,560 円
= 13,510 円 ≒ 13,500 円 (100 円未満切捨て)
- ・ 調整単位料金 = 基準単位料金 72.93 円 + 0.077 円 × 13,500 円 / 100 円 × 1.10
= 84.364 円 ≒ 84.36 円 (小数点第3位以下切捨て)
※ +11.43 円/m³が調整されます。

基本料金	106,040 円
+) 従量料金 (調整単位料金 × 使用量)	84.36 円 × 15,000m ³ = 1,265,400 円
早収料金 (円未満切捨て)	1,371,440 円

- ※ 毎月検針時の、「使用量のお知らせ」に 11.43 円の調整額を印刷しますので、
調整単位料金 84.36 円 = 基準単位料金 72.93 円 + 調整額 11.43 円
と計算してください。

都市ガス警報器

ガスを安全にご使用いただくために、魚沼市では「多重安全」という考えを採用しています。お客様のお家でガス事故を起こさないために、

- ・ガスを漏らさない → 錆びない、折れないポリエチレン管の採用
- ・万が一の場合ガスを止める → マイコンメーター、ヒューズコック
- ・器具の動作を見張る → 不完全燃焼防止装置、立ち消え安全装置、天ぷら火災防止装置など、
- ・ガスを安心して使用するために → 法令に基づきガス漏れ検査、安全点検

など、何重にもわたる安全策をとっています。

さらに「都市ガス警報器」は、台所でのごく少量のガス漏れ、煮こぼれなどによるガスの噴出など、普段火を使う場所での見張りの役割を果たします。作動しない方がいい機器ですが、作動したときは災害を未然に防ぐこととなります。

「消防法」、「魚沼市火災予防条例」の改正による住宅用火災警報器の設置義務への対応もエネルギーに携わる事業者の責務のひとつと考え取り組んでいます。

機器の貸付サービス

1 複合型都市ガス警報器（ガス漏れ・不完全燃焼・火災警報機能）

- ガス漏れ警報機能
 - ┆ ランプでお知らせ 爆発下限界濃度の 1/100
 - ┆ ランプと音声でお知らせ 爆発下限界濃度の 1/100～1/4

「ウーウーピッピッピッピ ガスが漏れていませんか」
- 不完全燃焼警報機能
 - ┆ ランプでお知らせ CO ガス濃度 50ppm～300ppm
 - ┆ ランプと音声でお知らせ CO ガス濃度 300ppm～550ppm

「ウーウーピッポピッポ 空気が汚れて危険です 窓を開けて換気して下さい」
- 火災警報機能（熱感知式）
 - ┆ ランプと音声でお知らせ 周囲雰囲気 65℃以上になると作動

「ウーウーカンカンカン 火災警報器が作動しました 確認して下さい」



2 都市ガス警報器（ガス漏れ警報機能）

- ガス漏れ警報機能
 - ┆ 1の複合型都市ガス警報器のガス漏れ警報機能と同じ

3 住宅用火災警報器（煙感知式）（日本消防検定協会「鑑定合格品」）

- ┆ ランプと音声でお知らせ 周囲の煙が一定濃度以上になると作動
- 「ウーウーカンカンカン 火事です 火事です」**



※1 魚沼市ガス水道局で取り扱っている警報器の有効作動期間は5年間です。この期間が保証期間となります。有効作動期間が切れないうちに、新しい警報器に交換に伺いますので、継続した安心をお求めいただけます。

※2 「火災警報機能」は火災の発生を防止するものではありません。もし、火災が発生した場合に逃げ遅れによる死亡などを防ぐ目的で警報を発します。

◎警報器の貸付料金（1個・1か月あたり税込料金）

1	複合型都市ガス警報器（ガス漏れ・不完全燃焼・火災警報機能）	231円
2	都市ガス警報器（ガス漏れ警報機能）	198円
3	住宅用火災警報器（煙感知式）	198円
[セット割引] 住宅用火災警報器（複合型都市ガス警報器とセットで設置の場合）		187円
[セット割引] 複合型都市ガス警報器（住宅用火災警報器とセットで設置の場合）		220円

魚沼市の行う警報器貸付は都市ガス事業の附帯事業として行うものですので都市ガスをご使用のお宅のみを対象とさせていただきます。

リフォームや住宅解体等を行う場合、設置されている警報器を紛失しないようご注意ください。

「お出かけは マスク戸締り 火の用心」

（2022年度全国統一防火標語）

<< 参 考 >> 基準単位料金に 11.43 円の原料調整がされております。

1か月 使用量	一般契約	温水暖房 契約	融雪契約	小型空調契約		業務用需給契約		
		12～4月	12～3月	4～11月	12～3月	(1種)	(2種)	
10	A	1,836	2,713	2,960	2,218	2,339	106,883	40,971
20		3,123	3,777	3,830	3,337	3,579	107,727	41,903
30	B	4,399	4,840	4,700	4,455	4,818	108,570	42,834
40		5,664	5,904	5,570	5,574	6,058	109,414	43,766
50		6,929	6,968	6,440	6,693	7,298	110,258	44,698
70		9,459	9,095	8,180	8,930	9,777	111,945	46,561
100		13,254	12,286	10,790	12,286	13,496	114,476	49,356
150		19,578	17,604	15,140	17,879	19,694	118,694	54,014
200		25,903	22,922	19,490	23,472	25,892	122,912	58,672
300		38,442	33,558	28,190	34,658	38,288	131,348	67,988
500	C	63,300	54,830	45,590	57,030	63,080	148,220	86,620
750		94,372	81,420	67,340	84,995	94,070	169,310	109,910
1,000		125,445	108,010	89,090	112,960	125,060	190,400	133,200
1,500		187,590	161,190	132,590	168,890	187,040	232,580	179,780
2,000		249,735	214,370	176,090	224,820	249,020	274,760	226,360
5,000		622,605	533,450	437,090	560,400	620,900	527,840	505,840
10,000	1,244,055	1,065,250	872,090	1,119,700	1,240,700	949,640	971,640	

※1 家庭用温水暖房契約の5月検針分から11月検針分までと、融雪契約の4月検針分から11月検針分までは一般契約における料金と同額です。

※2 空調夏期契約については設備の能力により料金が変わるため載せてありません。

※3 上記表は、一般契約料金と比較して価格が高い場合、着色されています。

料金比較

ちょっとお得！ 融雪契約 どれくらいお得？

◎ 魚沼市にはこんなに雪が降る！ (平成23年～令和2年：新潟県中越地区小出観測所)

一冬の降雪累計の平均値 1018cm

◎ この雪を溶かすのに必要な熱量は？ (高さ1cm、広さ1㎡を新雪1kgとすると、溶かすのに80kcal必要)

340MJ/m² (81,440kcal/m²)

◎ 100㎡の屋根だったら？ 34,090MJ (8,144,000kcal)



◎ 都市ガスで溶かしたら、いくら？

魚沼市の都市ガスの熱量 43.9535MJ/m³ (10,500kcal/m³)

→ 屋根の雪を溶かすのに使うガスの量 34,090 (MJ) ÷ 43.9535 (MJ/m³) ÷ 776m³

→ 効率を85%とします 776m³ ÷ 0.85 ÷ 913m³
(大気中への放熱、配管からのロスを見込みます)

→ この期間のガス料金はいくらか？

12月～3月までの4か月の基本料金 2,090円×4か月 = 8,360円

913m³の都市ガス料金 (75.57+11.43)円/m³×913m³ = 79,431円
(調整額が+11.43円/m³とした場合)

∴ 一冬の融雪用ガス料金 ① **87,791円**

◎ 融雪料金って得？

この期間にお使いになる給湯、ふろ、台所などの都市ガスもこの料金！

一般家庭の平均都市ガス使用量を月約42m³とすれば、一冬(4か月)では168m³

→ 一冬の都市ガス使用量 913m³ + 168m³ = 1,081m³

→ 一冬の都市ガス料金

(75.57+11.43)円/m³×1,081m³+2,090円×4か月= ② **102,407円**

∴ 家庭でお使いのガスも基準単位数料金が一般料金から融雪料金になり、

168m³×(115.06円-75.57円) = **6,634円**

お得となります。

このように冬、融雪以外に使用する都市ガスも融雪料金になります、使用量が多いほどお得となるので、屋根融雪にガスを使うときは、床暖房、浴室暖房、FF暖房機などを合わせてご利用することをおすすめします。

料金比較

灯油 と 都市ガス

くらべてみると? =ぜひ計算してみてください=

◎ 灯油なら?

- 灯油の熱量は?

36.49MJ/ℓ (8,718kcal/ℓ) ※経済産業省資源エネルギー庁「エネルギー源別標準発熱量」より

- 屋根の雪を溶かすのに使う灯油の量

34,090MJ ÷ 36.49MJ/ℓ ≒ 934 ℓ

- 効率を85%とします(大気への放熱、配管からのロスを見込みます)

934 ÷ 0.85 ≒ 1,099 ℓ

- 灯油代はいくら(消費税込み)?

円 × 1,099 ℓ = ③ 円



◎ 台所、ふろなどで都市ガスを使った場合(一般契約料金の基準単位数料金です)

(42m³ × (115.06 + 11.43) 円/m³ + 605 円) × 4 か月 = 23,670 円

◎ 屋根は灯油、ほかは都市ガスではいくら?

③ 円 + 23,670 円 = ④ 円

どちらがお得でしたか?

- 屋根融雪だけの比較

① 都市ガス料金 **87,791 円** - ③ 灯油料金 円 = 円

- 屋根融雪+台所、ふろなどでの都市ガス料金

② 都市ガス料金 **102,407 円** - ④ 灯油料金+都市ガス料金 円 = 円

※上記ガス料金は税込み価格です。

◎ 都市ガスご使用になる場合にご注意いただきたいこと

- ガス使用量が増えるため太めの配管が必要になることがあります。
- 同じ理由で大きめのガスメーターが必要になります。
- 4月～11月までのガス料金は一般契約料金と同じです。

サポート

ガス設備に関する市の補助金制度のご案内

克雪すまいづくり支援事業補助金

新潟県と魚沼市が行う補助事業です。

Q1 補助の対象者は？

既存住宅の屋根の克雪化、もしくは住宅の新築をするお客様で、屋根融雪にガスを使用する場合も補助の対象となります。

Q2 補助対象となる工事は？

屋根雪融雪施設（構造）に要する全体工事費です。

Q3 どれくらいの補助があるの？

融雪式の場合は、補助限度額 44 万円です。（要援護世帯は、55 万円）
認定前の事前着工は、無効となりますのでご注意ください。

Q4 お問い合わせ先

魚沼市役所産業経済部 都市整備課（本庁舎 TEL 025-793-7991）

再生可能エネルギー普及促進事業補助金

魚沼市では、再生可能エネルギー等の利用を促進し、低炭素・循環型社会の構築を促進するために、再生可能エネルギー等を利用した機器の購入費の一部について補助金を交付します。

Q1 補助の対象者は？

- ・市内に居住している個人及び事業所がある法人。
 - ・当該居住地、事務所で使用すること。
 - ・5年以内に同様の種類の機器等でこの補助金及び旧制度の補助金（新エネルギー等利用機器普及促進事業及び雪利用住宅導入モデル事業）を受けていないこと。
- ※ 異なる種類の機器であれば複数回補助を受けることが出来ます。（同時申請可）

Q2 対象機器は？

再生可能エネルギーの他、天然ガスコージェネレーションも対象となります。
（天然ガスコージェネレーションとは、天然ガスを使いエンジン又は燃料電池を駆動し発電を行い、その時発生した熱を利用することにより高効率のエネルギーを利用するシステムです）

Q3 どれくらいの補助があるの？

天然ガスコージェネレーションの場合、設置費用の3分の1（上限15万円）です。
その他、機器の設置に着手する前に申請することや、年度内に支払いが完了すること。
購入後1年間、使用実績や効果に関する調査に関する調査等に協力することなどが定められています。

Q4 お問い合わせ先

魚沼市役所市民福祉部 生活環境課（本庁舎 TEL 025-792-9766）

お申込みの先着順に予算の範囲内で補助を決定します。事前申請となりますので、お早めにお申込みください。詳細については各担当課にお問い合わせください。